

## 国民健康保険制度改革と 市町から県への納付金の算定結果について

### 1 改革の概要

《H 2 7. 5 国民健康保険法改正、H 3 0. 4 施行》

- ・公費の追加投入（毎年3, 400億円）により財政基盤を強化
- ・県が、財政運営の主体となる一方、市町はこれまでどおり、保険料の決定、賦課・徴収などの事務を行い、県と市町が共同で国保を運営

#### 【県の主な役割】

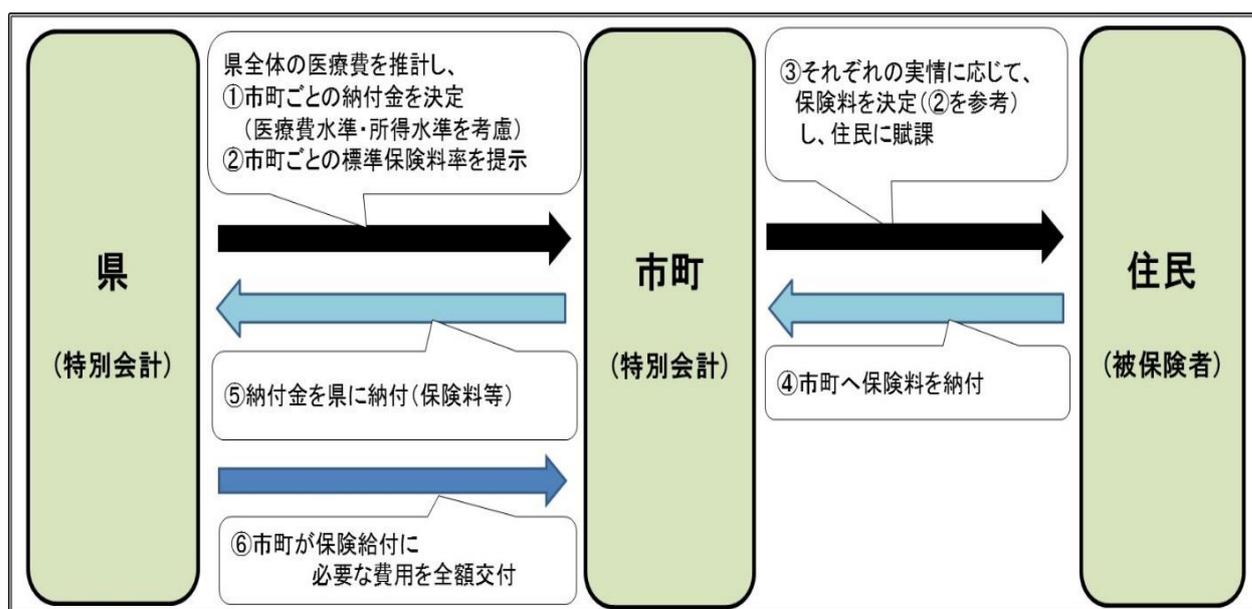
県全体の財政運営

→ 特別会計の設置、納付金の決定・徴収、保険給付費の交付等

### 2 新たな財政運営の仕組み

《旧制度》 市町ごとの財政運営

《新制度》 県単位での財政運営（県の新たな財政負担はなし）





## H30 納付金 算定結果

別紙

区分	一人当たり納付金額 (～H29医療給付費等)			
	H30 算定額 ①  (円)	H29 推計値 ②  (円)	増減額 ①-②  (円)	増減率 ①/②  (%)
金 沢 市	136,568	136,336	232	0.2
小 松 市	129,683	129,831	△ 148	△ 0.1
七 尾 市	119,772	124,274	△ 4,502	△ 3.6
加 賀 市	126,986	131,244	△ 4,258	△ 3.2
輪 島 市	114,689	117,316	△ 2,627	△ 2.2
珠 洲 市	108,811	108,475	336	0.3
羽 咋 市	120,657	120,067	590	0.5
白 山 市	129,401	129,201	200	0.2
能 美 市	125,831	125,977	△ 146	△ 0.1
川 北 町	101,085	100,561	524	0.5
野 々 市 市	134,354	138,417	△ 4,063	△ 2.9
津 幡 町	127,836	127,123	713	0.6
か ほ く 市	118,511	117,919	592	0.5
内 灘 町	127,494	133,350	△ 5,856	△ 4.4
志 賀 町	119,586	119,655	△ 69	△ 0.1
宝 達 志 水 町	101,177	100,755	422	0.4
中 能 登 町	112,648	112,777	△ 129	△ 0.1
能 登 町	128,855	129,693	△ 838	△ 0.6
穴 水 町	117,498	116,823	675	0.6
<b>県 平 均</b>	<b><u>129,170</u></b>	<b><u>129,946</u></b>	<b><u>△ 776</u></b>	<b><u>△ 0.6</u></b>

◇ 1人当たり納付金額(=納付金額/加入者数)は、市町が決定する実際の保険料とは異なる